

福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和8年1月8日発効

1,098円

非鉄金属製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

輸送用機械器具製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量
機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、
眼鏡製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業〈医療用
計測機器製造業(心電計製造業を除く)
を除く〉※

令和8年1月1日から

1,033円

※の特定最低賃金は、令和7年度は改定されない
ため、「福島県最低賃金額(1,033円)」が適用さ
れます。

上記の業種であっても、下に掲げる者については、
福島県最低賃金(1,033円)が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に
主として従事する者

1,033円

時間額

令和8年1月1日発効



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター 福まる



厚生労働省

福島労働局

「賃上げ」支援助成金
パッケージの詳細は
こちらです

